

官報

号外

昭和三十三年十月二十八日

第三十回衆議院會議録 第十三号

昭和三十三年十月二十八日(火曜日)

議事日程 第十三号

昭和三十三年十月二十八日

午後一時開議

第一 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件
第三 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員松山義雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任するの動議(平岡忠次郎君提出)

佐藤内閣府大臣の昭和三十三年年度補正予算に関する演説及びこれに対する質疑

日程第一 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件
日程第三 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後三時十六分開議
○議長(星島二郎君) これより会議を開きます。

議員松山義雄君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その弔詞は議長に一任するの動議(平岡忠次郎君提出)

○議長(星島二郎君) 御報告いたすことがあります。議員松山義雄君は去る十月二十五日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

この際、弔意を表するため、平岡忠次郎君から発言を求められております。これを許します。平岡忠次郎君。

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君 たいだいま議長から御報告になりました故衆議院議員松山義雄君に対し院議をもつて弔詞を贈呈し、その弔詞はこれを議長に一任するの動議を提出いたします。(拍手)

松山君は、去る十月二十五日、病のため逝去されました。私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、ここにつつしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

松山君が初めて本院に議席を占められたのは、昭和二十七年十月の第二十五回総選挙のときであります。自来、本院議員に当選すること連続四回、在

職六十年有余に及んでおられます。私もたまたま同君と時を同じゅうして初当選し、以来今日まで親交を重ね、お互いに主義主張こそ異にしておりましたが、君の高潔な人格に対しては常に深い尊敬の念を抱いておったのでありまして、思いがけない君の訃報に接し、まことに哀惜の情にたえない次第であります。

松山君は、明治三十六年三月長崎県諫早市に生まれ、同地の中学校を終えた後、筑を負うて上京し、中央大学に学ばれました。君は、つとに志を法曹界に寄せ、同大学卒業後、高文司法試験に合格され、少壮弁護士として雄図を開かれたのであります。

昭和十三年には東京弁護士会常議員、同十六年には日本弁護士会理事に選任せられ、ますますその才幹を伸ばされたのであります。その間、縁あって本院元議長松永東先生の女婿となられ、千恵子夫人との間に一男二女をもうけられ、居も埼玉県に移し、円満な家庭を営んでおられました。

昭和二十四年、中央大学の同窓である、現衆議院議員、当時の埼玉県知事大沢雄一君の懇望もだしがたく、副知事の要職に就任し、地方自治の発展と県民の福祉増進のために全力を傾注し、大なる成果をおさめられたのであ

ります。同時に、君は、この政治的経験を契機として志を中央政界に求めるに至ったのであります。昭和二十七年の初当選は、岳父松永東先生との親子当選として、郷党から大いに祝福せられたのであります。

政界に入るや、君は、着実なるコースをたどり、法務、農林、地方行政、予算等の各委員会に活躍せられ、あるいは裁判官訴訟追委員、弾劾裁判所裁判員となり、特に昭和三十年十二月には選ばれて本院運輸委員長に重任についでその職務に尽瘁し、わが国の交通の改善、発達にまことに大なる足跡を残されました。

君は、また、畑地農業改良促進対策審議会委員、米価審議会委員等に選ばれたために大いに貢献し、昭和三十一年八月には本院から中南米へ派遣され、同地における移民問題等について鋭意調査することになり、帰途欧州に渡り、各国の政治事情を視察し、国際事情に認識を深められたのであります。かくして、君は、国政審議に精励して、よくその重責を果たされたのでありまして、この功績はきわめて顕著なるものがあるものであります。

松山君は、温厚篤実、身を持することきわめて謹厳、まれに見る強い正義感の持主でありました。しかも、人情にはすこぶる厚く、一見近寄りたく見えながら、その胸底に無限の温情を蔵しておられたことは、親しく君に接する者の常に心を打たれたところであります。

君は、また、第二の故郷である埼玉県下の産業開発に献身せられました。県下の、県の土地改良協会会長につ

いて農業振興に力を尽し、あるいは武蔵野線建設のために百方奔走してその実現をはかれたことは、郷党のひとしく認めるところであります。

私どもの記憶にまだなまなましいこととありますが、今春五月の総選挙に際しては、君は大手術後の身を病床に横たえ、一切の選挙運動に携わることができなかったものであります。それにもかかわらず、みごと当選の栄を得られましたことは、松山君の徳望がいかに厚かったかを物語るものと存じます。(拍手)

戦後十三年、わが国の政治情勢は、なお内政に外交に幾多の懸案を擁し、まことに国事多端であります。かかる際、よわいまだ五十五才、練達にして前途有為の君を失いましたことは、本院にとり、また国家にとり、この上ない不幸でありまして、痛惜の情一そう切なるを覚える次第であります。

〔拍手〕

ここに、松山君の功績を追憶し、その人となりをしのんで、つつしんで追悼の言葉をいたします。(拍手)

○議長(星島二郎君) たいだいま平岡君から提出されました動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(星島二郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議は可決せられました。

ここに、議長の手元において起草いたしました文案があります。これを朗読いたします。

衆議院ハ議員正五位勲三等松山義雄君ノ長逝ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス

昭和三十三年十月二十八日 衆議院會議録第十三号 佐藤内閣大臣の昭和三十三年度補正予算に関する演説 佐藤内閣大臣の昭和三十三年度補正予算に関する演説 二二二

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

佐藤内閣大臣の昭和三十三年度補正予算に関する演説

○議長(星島二郎君) 佐藤内閣大臣から昭和三十三年度補正予算案について発言を求められております。これを許します。内閣大臣佐藤栄作君。

〔内閣大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣大臣(佐藤栄作君) ここに、昭和三十三年度補正予算案を提出するに当たり、わが国当面の経済情勢と、これに対処すべき財政金融政策の概要を申し述べるとともに、補正予算の概要を御説明いたします。

私は、先般、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の総会に出席いたしました。その際、わが国経済に対する国際的な評価がきわめて高いことを強く感じて参った次第であります。すなわち、国民各位の御努力により、国際収支は昨年十月以来引き続き黒字基調を続け、本年度上半期における外国為替収支の受取超過は実に二億五千万ドルに及んでおります。このような情勢におきまして、昨年夏外貨減少に備えて国際通貨基金から借り入れた一億二千五百万ドルも、本年中に返済の運びに至りました。私は、このようにわが国経済が信を海外に博し得ましたことを、国民各位とともに心から喜びたいと存じます。(拍手)

今日までのわが国経済の情勢は、一部の産業において、過去の投資活動の行き過ぎの反動として、なお若干の問題が残っておりますが、大勢としては生産面、雇用面等さしたる困難もなく推移しているものでありまして、昨年来

のわが国経済の調整過程は、今日よりやくその仕上げの段階に入りつつあるものと考えます。

私は、大蔵大臣に就任以来、鋭意経済活動の円滑な調整に努めて参りました。すなわち、日本銀行公定歩合の再度にわたる引き下げにより、金利水準の異常高は是正され、金融は正常化の方向に進んで参りました。また、財政面におきましても、公共事業を繰り上げ実施して雇用の推進に資する等、各般の情勢に応じ臨機応変の措置をとって参ったのであります。今後におきましても、中小企業に対する金融措置を拡充し、重要部門の資金を確保する等、財政投融資の弾力的運用を中心としたしまして、経済の調整過程より起る諸問題には慎重に対処して参る考えであります。

他面、世界の経済及び貿易の状況は、ただいまのところ、なお停滞を続けておりますものの、アメリカ経済はすでに立ち直りの様相を示し、また各国も、国際通貨基金及び国際復興開発銀行の増資の方向に踏み切るなど、互いに協力して世界貿易の拡大をはかるうとする機運にあるのであります。わが国経済を取り巻く国際環境にも、ようやく好転のきざしが見えつつあるやに思われます。

私は、このような内外の情勢に際して、いわゆる不況対策等、目先の有効な需要の動向のみを問題として、一時的に刺激を与えるような対策を講ずることとは適当ではないと考えております。今後における財政金融の諸施策は、通貨価値の安定を中核としつつ、長い目で見て経済の健全な成長をはかることにその基本を置くべきであり、

今日のわが国経済が来年度以降にわたって着実に伸び続け、しかも、その間に経済の体質をより強いものに仕上げていくことが重要であると考えます。明年度予算の編成につきましても、国民各位に公約いたしておきます。中央・地方を通ずる減税、国民年金制度の創設、経済基盤の強化充実等の諸施策を実行いたしますことはもとよりであります。その考え方につきましては、以上申し上げたところを基本といたしたいと存じます。

次に、昭和三十三年度補正予算について御説明いたします。

先般来の台風により各地に災害が発生いたしましたことは、まことに遺憾に存じます。災害を受けられた方々に深く御同情申し上げるとともに、被災者各位の復興の御努力に対し、深甚の敬意を表するものであります。政府といたしましては、すでに関係法令及び予備費の範囲内において応急の対策を講じて参ったのであります。今回さらに一般会計予算を補正してこれが対策に万全を期することとした次第であります。また、特に被害の激甚な地域につきましても、農地、公立義務教育学校の災害復旧のための補助率の引き上げ、起債ワクの拡大その他特段の配慮を加えることとし、近く関係法律案を提出して御審議を願うことといたしております。

今回の予算補正による一般会計の歳入歳出の追加額は九十億九千八百万円でありまして、歳出追加の内訳は、風水害、旱害、凍害等の被害対策費として八十億九千八百万円、災害対策に充てるための予備費として十億円となっております。

以上の歳出の追加に必要な財源は、日本銀行納付金の増加等、いわゆる税外収入の増加によって全額これを支弁することとしたしております。そのうち貴金属特別会計からの受け入れの計上に関連して、同会計の予算補正を行ふこととしたしております。

また、政府は、かねてより電源開発事業等の推進をはかるため、国際復興開発銀行からの借款につき努力を重ねて参りましたが、今般この借款計画とあわせて、産業投資特別会計の貸付財源の一部に充てるため、百八億円に相当する外貨債を募集いたしたいと考えてあります。これがため、別途、産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案を提出するとともに、産業投資特別会計及び国債整理基金特別会計の予算について、所要の補正を行ふことといたしております。

なお、この際、中小企業金融対策について一言申し上げたいと存じます。政府といたしましては、従来とも中小企業対策に意を用いて参ったのであります。今回さらに、年末資金及び災害復旧資金需要等を考慮して、百億円の資金を手当することといたしました。すなわち、国民金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫に対してそれぞれ二十億円、日本不動産銀行に対して十億円、計七十億円の政府資金を追加するとともに、必要に応じて三十億円の繰り上げ使用を認めることといたした次第であります。

以上、当面の経済情勢と、これに対処すべき財政金融政策についての考え方を明らかにし、補正予算の概要について御説明いたしました。

国民経済の望ましい姿は、その安定的な発展であることは申すまでもありません。国民の創意と工夫とを十分に生かしつつ、国民経済の規模を着実に拡大し、国民生活の向上と雇用の増大をはかることが私の念願であります。国民各位も、政府の意のあるところを了とせられ、一その御協力を賜わらう切望いたす次第であります。(拍手)

〔拍手〕

佐藤内閣大臣の昭和三十三年度補正予算に関する演説に対する質疑

○議長(星島二郎君) これより内閣大臣の演説に対する質疑に入ります。小松幹君。

〔小松幹君登壇〕

○小松幹君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府より提案説明されました昭和三十三年度一般会計予算補正並びに昭和三十三年度特別会計予算補正の両案について、若干の質疑を試みたいと思ひます。(拍手)

政府がおくればせながら本年度災害について復旧予算を計上しましたことは、もとより当然なことでありまして、しかしながら、依然として今日深まりつつある現下の不況に対して、この実態を無視し、不況対策予算を計上してないところに、まことに遺憾の意を表するものであります。(拍手)

政府は、九月九日、本年度下期経済見通しを発表いたしました。この見通しによれば、本年度の経済は、昭和三十三年度当初予算をこしらえ、当初発表いたしました計画より、はるかに後退したものであります。すなわち、国民総生産及び国民所得の伸び

は、当初においては三%であったのでありますが、これを變更いたしましたので、三%、十分の一に切り下げたのであります。鉱工業生産に至りましては、四・五%から、これも三%に引き下げておるのであります。

おおよそ、ただいま大蔵大臣が説明しましたように、国民経済の伸びということが問題であります。経済の成長を予約し、これを確保していくことが政治の価値あるところであらうと思つて、ことに、日本のように、年々九十万人の人口が増加して、過大なる労働人口がひた押しにやつて参ります。これを完全に吸収して経済計画の線に乗せていくこと、すなわち、完全雇用の達成こそ、国政の最大の課題であり、経済政策の最大の任務であると思つてあります。(拍手)しかしながら、岸内閣がみずからの責任において本年度出した経済計画を、半年もたたぬうちに引き下げ修正したということは、これはどういふことでございましょうか。それ自体、経済政策に失敗したといふことを、みずから表明しておるのであらうと思つてあります。(拍手)経済成長の低調なことは、経済の短期的循環の谷、すなわち、不況現象を作つておるといふなければならぬのであります。この点について、岸総理の明快なる所見を承わりたい。

現在の不況を経済発展上の一時的停滞といふような言葉の遊戯をやめて、首相は率直に不況の実態を直視してもらいたいと思つてあります。あなたが大企業と銀行資本に思ひがままに設備投資をやられた結果、容易に回復ができない生産過剰、設備過剰を招来して、あなたの部下である閣僚が幾たびか在庫

調整の見通しは大体ついたという希望の観測を出しながらも、そのことが希望的観測でいつかはすされて、そのたびごとに在庫調整はまだまだ長引く、底入れはまだひまが要る、こういうふうな修正を余儀なくされておるのであります。経済成長率の引き下げも、経済見通しの誤りも、すべてこれは岸内閣の経済政策の失敗であると思つております。(拍手)岸総理の、景気後退、不況に対する考え方は一体いかなるものであるか、御説明を願いたい。

次に、経済企画庁長官並びに大蔵大臣にお伺いしたいのであります。九月九日に発表された経済計画の改訂版によりまして、本年下期には意外な樂觀説を出してあります。しかし、實際問題はとして一体どうなるのか、われわれは不安でなりません。九月に入りまして、有名大企業が相次いで企業整備に入りまして、大量人員整理も行なつてあります。大企業の九月期決算を見たらよくわかる。ほとんどが軒並みに前期より悪化しておる状態であり、不況のしわ寄せは大企業の臨時工やあるいは臨時職員等に及んで、これから年末にかけては失業者の増大も考えなければならぬという状態になつて参りました。ゆえに、駐留軍関係の労働者の大量失業等を考えますと、これは、政府は官庁統計を言われるかもしませんが、統計に載らない多くの深刻な失業者の群れがあるといふことを知らなければなりません。私は、まず、経済企画庁長官に、現在あるいは将来の失業者の見通しを聞きたいのであります。

また、在庫関係を見ますと、メーカーの在庫指数は、業種によって低下してゐるものもあります。しかしながら、最近では、販売業者の在庫指数は全般的に上昇して、過剰在庫が再びメーカーから販売業者へ移行してゐるといふことが考えられるのであります。金融緩和は、この販売業者の在庫がある程度ささえてゐるかも知れませんが、しかし、これは限界があります。従つて、政府の言う、この秋から年末にかけて季節的需を助けるということは幾分あるかも知れませんが、これはほんとうの意味の経済上昇ではありせん。要するに、滞貨融資によつて危機を引き延ばしておるだけにすぎないのであります。

かく見ると、政府が樂觀説を出しておるがごとく景気はよくなりません。景気動向は、依然として、どの指数を見ても長期低迷の様相を呈しておるのであります。しかしながら、ここに、偶然か、国際収支は大幅な黒字を示しております。外貨が蓄積されてゐることも事実であります。この際に當つて、政府は何らかの積極的な景気支持策を打ち出すべきチャンスがきたのではないかと、すなわち、景気はなべ底から抜け切らないで、過剰設備の底入れの圧力のために、操短が再び生産力化することがあるものであります。企業合理化基盤の確立もなされず、このままコスト・インフレになるおそれもあるものであります。このあたりで、私は、政府の施策として有効な需要の造出をはかる必要があると考へるのであります。なおまた、国際収支のいわゆる黒字基調というのを見込みまして、さらに、アメリカ景気が、先ほど大臣が言つたように上昇過程をたどつておるならば、なおのこと、国内需要造成の絶好の機会といわなければならぬと思つてあります。すなわち、私は、タイミングの問題が一番重要な問題だと思つてあります。いわゆる不況予算を考えなければならぬといふ段階がきておるのです。政府はいかなるお考えでいますか、このことをお尋ねします。景気対策として最もよい時期に、依然として無為無策な静観の態度を続けていることは許されません。大蔵大臣の明快なる御答弁をお願いしたい。

次に、政府は補正予算財源として、ただいま二百二十一億円のたな上げ資金を持つてあります。私は、今度の補正予算に、このたな上げ資金を使うのかと思つたら、あにはからんや、使つておりません。どういふわけで使わなかつたか。この資金は、当初予算を編成するときに、経済基盤強化資金として三十三年度当初設定し、その目的の一つに、異常災害時の復旧に使うといふ一項目が明記されておるのであります。(拍手)今次の災害予算提出に當つて、このたな上げ資金をいち早く活用するというのが政治の常道でなくてはならぬ。本来の趣旨を踏み違えて、政府は、何ゆゑか、他の資金よりもこれを大事に持ち續けておるのであります。

政府は、いろいろの税外収入の自然増をもつて補正予算財源としておりますが、これは、私に言わせまするならば、財政法の規定に反するものであります。これらは、全部、来年、再来年に繰り越して、明後年の繰り越し財源とすべき性格のものを、今、やたらに、あつちからこつちから拾ひ上げてきて、補正財源に使つておるわけであり

ます。いわゆる先食いをしておるといふわけであり。健全財政の趣旨に違反してゐるものといふなければなりません。政府は、何ゆゑ補正財源を既定経費の予算の枠内から持ち出さないのか。さらに、既定経費を再検討することが必要ではないか。特に防衛庁費などはぜひいふん乱費されてゐる、こういうところに再検討を加えて補正財源にすることが正しい財政支出の妙であると思つて。(拍手)

次に伺いたいことは、外債発行の問題であります。政府は、産業投資特別会計に、三千万ドルの外債発行に伴つて百八億円の資金を受けるようにしてあります。この外債発行の件は、すでに大蔵委員会においてわが党の委員から質問されて、大蔵大臣は、アメリカにおける外債募集は必ずしも有利でない、みずから証言してあります。事実、発行利回り、世界銀行の融資条件であるところの五分七厘五毛を大幅に上回つて、すなわち、年六分をこえるという高金利が予想されておりますが、このような条件の悪い外債を、しつて早急になぜ発行しなければならぬか、その理由がわからない。なおまた、現在国際収支の帳じりは黒字基調であります。四億五千万ドルの金があり、さらに外貨の手持ちは八億ドル以上になつておると思つておられますが、この外債を持つておるときに、なぜ、特別の、外貨獲得の点から外債を発行しなければならぬかといふところに問題がある。これは、おそろしく、大蔵大臣は、外貨の問題でなく、国内円資金の不足補てんのために、使おうという考えで外債発行を持つてきてゐると思つて。こゝろ、いわゆる

国内円資金不足補てんのために外債発行を持ち出すということは、これは、政策的に、大蔵大臣としてはまことに無能な政策であると私は思う。しかも、それは独善的な政策である。

今、御承知のように、現在の銀行筋を見ますと、金融はゆるんでおります。日銀の借り入れはほとんど返されております。日銀の貸出残高はすでに四千億を割っております。一方、市中の貸出金利はますます低下してあります。企業活動が停滞し、設備資金の需要低下のために、銀行の手に余剰金がたかさんでできております。ところが、この余剰金を政府が野放しにしていくために、その余剰金はどこに走っているかというところ、コール・ローンに回っております。しかも、自己系列資本である大企業の救済資金、失業対策の方に金が向いている。こういう状態でありまして、この市中金融の緩和に對して、政府は何らの手も打っていない。これを放置して、金融の非効率、しかも、財政赤字をますます高めているようなことを金融政策でやっている。何がゆえにこの市中余剰金を外債発行以前に利用しないのかと言いたいのであります。

政府は、大銀行追隨の無為無策の金融政策を改め、積極的に市中金融機関の余剰金を財政の方に向わせるべく指導することが正しい金融政策である。私は思う。最近、農林中金に余剰金が多すぎたから、これを日銀の手形売却に充てております。そうして吸収しておりますが、農林中金にそういふものをあてがったら、なぜ一般市中銀行にもそれをやらないのか。すなわち、政府手持ちの短期証券の売オペによって、

百八億くらいな、わずかな円資金の調達、私は、今の市中銀行の資金のゆるみから、できないことはないと思うのです。市中銀行の、そういう金融政策をやらないうで、いきなり外債に飛びついて円資金の調達をやろうとするところに、私は賛成できないところがあるわけでありまして。現在、大蔵省内部でも、この点については相当問題がある。そうして、いろいろ市中銀行の余剰金をどういふふうに取り扱ふかというところにも意見があるわけでありまして、こういう大蔵省側の意見も用いずして、ただ、いたずらに面子にこだわって、あるいは来年度予算のプールにしたいために金の金はとって、そして外債に飛びつくというような道を安易にとつておる大蔵大臣は、これは、私はただ面子だけにこだわっておる政治ではないかと思ふわけでありまして。

さらに、外資法ができてから、今日八年になります。外資の導入は、すでに五億六千八百萬ドルに上っております。そして、それだけではなく、技術援助という名のものと、特許料の権利支払いをやっております。本年上期をとってみても、二千萬ドルの権利支払いをやっております。この分で見ますと、昭和三十六年には、外資導入によって支払われる利子と、そういう支払い外債というものは、年に三億ドルになろうとしておるのであります。戦前の外債がまだ残っております。二億三千万ドルだけ戦前の外債もまだ残っております。支払いの外債の過大が予想されるのではないかと。なおまた、累積している賠償がありまして、九億七千万ドルの賠償をすでに決定しておりますが、さらに、

最近、アメリカの対日援助資金であるガリオア資金、イロア資金の返済が待っております。これを返済するに當つては、西ドイツ方式によりまして、私は六億ドル以上の弁償を考えねばならぬのじゃないかと思つておるのであります。ここに、政府は、賠償あるいは援助資金の返済、あるいは特許料の支払い、外債と、こういう外債がほとんど日本から出ていきますが、一政策の持ち合せが大蔵大臣にあるかどうかというところをお伺いしたいのであります。私は、外債の導入も一応この辺が一つの限度ではないかと考えられるのであります。

さらに、この際、私はつけ加えておきますが、ガリオア、イロアの資金の返済について一言お尋ねしておきます。アンダーソン米財務長官が最近日本に参つて、この返済を強く要請しておりますが、この返済資金に對して、大蔵大臣はどのような考えで臨むおつもりか、あわせて御答弁をお願いいたします。

現在、金融事情は非常にゆるんでおりますが、金融が直接景気の上昇を造るという段階ではないと私は思ふ。しかしながら、政府は、現在の金融が果す経済的役割を一体どこに置いているのか、お伺いしたい。日銀は、現在なお執拗に在庫調整の態勢をこわしておりません。調整を進め、さらに、企業合理化態勢強化を推し進めております。このことについて、日銀の考えと、あなたの考えは、どういふようになっておるのか。九月二十九日の大蔵大臣の記者会見を見ますと、大蔵大臣は、滞貨

融資を認め、在庫が適正水準にくるまで静観するということを発言しております。これは、今までの、在庫調整をするという考えから一つ飛躍しておると思つておりますが、大蔵大臣の金融政策をお伺いしたい。

さらに、現在の金利水準は非常に低下の傾向になっておりますが、公定歩合は下げるつもりか、上げるつもりか。今の提案によりまして、公定歩合のことは過去のことを言つて、これから先どうするかということをお尋ねしたいのであります。もし公定歩合を下げるということになれば、私は預金金利も下げるといふ一つの傾向も出てくると思ひますが、そうなれば、ここに金利体系といふものを一応考えなければならぬ。金利政策について、大蔵大臣の一応の構想を承わりたいのであります。

次に、大蔵大臣並びに建設大臣、農林大臣、自治庁長官にお伺いしたいのであります。政府は、十月十三日、本年度災害の総まとめの額を七百四十億と発表いたしました。これに對して、政府が計上した金額は、補正予算として九十億円の少額であります。すでに予備費の支出を加えておりますから、百十億程度の復旧費でございますが、七百四十億と発表しておきながら、本年当初は期間も短かいとしまして、百十億程度で、一体今度の災害の復旧が緒につくかどうかというところが問題であります。三年計画の原形復旧が私はできないのではないかと。政府は、災害復旧三年計画の完成をはっきりここで言明せられたい。日本の河川の現状は、大体三百ミ

い。さらに、建設大臣、自治庁長官にも、そのことを御答弁願いたいわけでありまして。

私は、本年度の災害の規模は、二十八年度の災害の規模に負けず劣らずの大きな被害であつたと思ふが、当時、二十八年度のときには、政府は、二十数種類の特別立法を用意した。その措置でもってやつて参りましたが、今度の災害については、政府は特別立法をあまり用意していない。熱意がないように見受けられます。しかしながら、ただいまの提案によりまして、少くとも農地、学校の復旧のための補助率の引き上げなど、若干の特別立法を用意しておるらしいのであります。しかし、まだ法案が出ていないのであります。それから、らしいのであります。これらのうち、今回の補正予算に關係するものがあるものであります。従ひまして、法案が提出されないで、その高もわからぬ、その補助率もわからなければ、補正予算の審議は、この法律案ができなければ、あしたからの予算委員会は開かれないうであります。(拍手)

大臣は、この席上からでもいいから、災害関係の特別立法に對する、こまごました、具体的な問題について御答弁願いたいと思つております。

また、災害復旧に對して地方自治団体の最も要望しておることは何か、私は自治庁長官が一番よく知つておると思ふ。このことについて自治庁長官に承わりたい。

さらに、災害復旧のあとにくるものは必ず治山治水事業の完成ということでありまして。これに對して政府はいかなる対策を持つておるのか、お伺いしたい。日本の河川の現状は、大体三百ミ

りから三百五十ミリの一時的な降雨量をみれば、至るところで今日のような災害を受けるのであります。そうして、どこの地でも三百五十ミリ以上降れば本年のような災害を繰り返すことは、防災のためにも本格的な治山治水の計画を推進しなければ、さいの川の石ころ積みになると思うのであります。さらに、昭和二十八年の災害直後、治山治水五カ年計画というものをきめて、政府はこれを行っておるはずであります。はすでございまして、その進捗度を見れば、三年たった今日、まだ五〇%の進捗しかしていませんのであります。今度の伊豆の狩野川の放水路の問題も、あれも何ら施策が行き届かないために、途中で、ついに元も子もなくなっておるの、今の実態であると思ふのであります。この際、政府は、治山治水五カ年計画に対する責任ある態度を岸総理より弁明されたいと思ふのであります。(発言する者あり) 治山治水五カ年計画を出しているながら、やらないのですから、弁明になるわけでありまして、これに対して、治山治水の振興のために促進法がないのであります。建設大臣はこの促進法を用意しておるかどうかわかりたいのであります。

最後に、岸総理にお尋ねしたい。今回の補正予算の編成を見ますと、その編成ぶりの過程においては、明年度予算の編成に非常に心算を使つて、あらゆる財源確保して、最大の努力は来年度の財源確保であつたのであります。そうして、当然本年支出すべきところの不況予算、あるいは災害予算の削減等に力を入れておるといふことは、まことにけしからぬことである。それならば、一体、来年度予算に対して、どのように、ことしできなかつた不況対策を盛り込むか、そのことを私は聞きたいのであります。政府みずからは言っているように、長い目で見た経済の健全なる発達、しかし、その長い目で見た中に、一時的に停滯がきておると政府は説明しておるのだが、一体、その停滯を来年度はどうするか。予算的、資金的に停滯をどうするか。不況じゃない、一時的停滯だと言つておるが、その停滯を来年度予算でどうするか、ここに来年度予算の構想を承わらなくてはならないのであります。今日の大蔵大臣は、来年度予算に、今日の停滯を救うために、景気をひた押しするために、どういふ考えを持っているのか、基本的な来年度予算の構想をお伺いしたいと思ふわけでございます。

以上をもちまして私の質問を終るものでございます。(拍手)
〔国務大臣岸信介君答へ〕 お答えをいたします。
現在の経済状態をどう見るか、不況と見ずして経済の一時的な停滯と見るという考え方は間違つておるといふ御議論でございます。言ひましてもなく、経済が安定した基礎の上に拡大をされたいかなければならぬことは、日本の人口の増加から見ましても当然でありまして、また、経済政策の究極の目的が完全雇用にあるということも、われわれ、しばしば申し上げておる通りであります。しこうして、その事柄に對しましては、すでにわれわれは長期計画を立てて、その線によつて、最高の目標は、五百万人の人々に職を与えるといふことを目ざしておることも、御承知の通りであります。ただ、経済の問題は、途中においていろいろな変化を生ずることは、経済の実態から当然のことでありまして、その場合に処するのにどういふ政策をとるかということが問題である。今不況であるか停滯であるかというところは言葉の争ひでございますが、結局は、この状況に對して特別の不況対策をとる必要があるかどうかという問題であらうと思ふ。社会党の諸君は、現在に對して有効需要を増加するやうな不況対策をやるべきだといふ御議論であることは、私も承知いたしております。しこうして、私も、それは、そういう必要を認めない、また、そういうことをすることは、現在の経済状態に処する上からいって、健全な将来の発展を考へる上からいって適當でないといふ考えの基礎の違ひでございます。しかしながら、停滯の状況が生じておるところのいろいろな経済の状況に對処しましては、特殊の産業について、あるいは繊維産業についての機械の買い上げであるとか、蕭条対策であるとか、あるいは酪農業に對する問題であるとか、そういう特殊の産業に對する特殊の措置は、もちろん講じております。また、公共事業費の繰り上げ使用等によりまして、なお一そうこれに処しております。しこうして、方法で将来の基礎を作っていくことが最も適當であるといふのが政府の考へでございます。

治山治水の問題につきましては、私も、小松委員のお考へのごとく、年々われわれがこうした水害その他の災害をこうむつておる事情を考へますと、この治山治水の問題を強力に推進していかねければならぬという考へにつきましては、全然同感であります。従つて、その計画を立て、その計画に基いたことを強力に推進するにつきましては、一そう政府としても努力をしようといふと思つております。(拍手)
〔国務大臣佐藤榮作君答へ〕 現在の経済の見方につきましては、ただいま岸総理からお答えいただいた通りであります。同時に、また、これに對して特別な対策をとれというのが社会党の皆さんの御主張でございますが、先ほど補正予算提出について御説明いたしました通り、私は、今日のこの段階において、特に不況対策として刺激を与えるやうな対策をとることは不適當だ、かように考へておりますので、遺憾ながら立場の相違でございますから御了承いただきたいと思います。

次に、予算の金額につきましていろいろお尋ねがございました。
まず第一は、ことしの災害はまことに被害が甚大であるので、この計上の金額では不足だといふやうな御指摘であつたと思ひますが、御承知のやうに、すでに予備費から支出いたしました金額もございまして、今回の補正予算と合計いたしました、予備費等を含んで、私どもは約百三十億円を予定いたしております。今日まで災害として報告を受けました金額は七百二十二億円でございます。この点から考へますと、今後の災害対策費等の十億円もこの中には入つておりますが、予備費並びに今回の補正予算で、災害関係として支出し得る金額は約百三十億円に上つておるのであります。

さらにまた、この予算を税外収入でまかなつたことは不適當ではないか、たな上げ資金があるのに、これをなぜ使わないかといふこととございまして、今日計上いたしましたこの税外収入は、すでに確定したものと等でございます。在来の例から見まして、この種の扱いが慣例でございます。この点では、特にたな上げ資金を使わなければならないと私どもは考へておりません。

次に、金利についてのお尋ねがございました。また、外債発行とあわせての御意見を拝聴いたしましたのでございます。金利の問題につきましては、過去において二回にわたつて公定歩合を引き下げ、市中金融もこれに大体追随しておることは、御承知の通りであります。今後の公定歩合をいかに扱うべきか。これが抽象的あるいは観念的な議論といたしましては、私は、すでに国内金利は国際金利にさや寄せすべきだといふことを実は申し上げておりますが、具体的な問題として、公定歩合を上げるとか下げるとか、かような明確なお話をしたことは、いまだかつてございせん。すでに御承知の通り、金利に関する問題は日本銀行の扱うところでございます。金融の中立性といふものはやはり維持されるべきが望ましい、かように私は考へております。基本的な構想は、ただいま申し上げた通り、国際金利水準にさや寄せするといふ考へ方を持っておりますが、具体的な問題については、私は発言を慎重にいたしておるのでございます。

次に、外資の問題につきましていろいろの御意見を伺いました。私は、国内の産業を發展さす、こゝういふ観点に

立ちまして、国内外の資金を確保する。要すれば、国内資金とあわせて国外資金を確保する、これは当然なことだと思ひます。いたずらに借金を望むものではないと思ひます。問題は、日本の経済が公債を募集し得るだけの力を持つておる。言いかえしますならば、借り入れるだけの力があるというところを考へますならば、外債は別に必配すべきではないと思ひます。

ただいま、小松君から、日本の負債としての賠償の問題であるとか、あるいは旧外債の支払いであるとか、あるいは世銀等の借り入れその他の支払いについての十分の見通しが立つておるか、こういうようなお尋ねでございます。長期にわたる経済の見通しを立てることが私どもの基本的な考へ方でございます。先ほどの提案理由の末尾にもそのことを申し上げた次第でございます。資金のあんばい、これまでの長期にわたって考へなければならぬと思ひます。

〔議長退席、副議長着席〕
ことに、過去三十年の間、外債を一度も発行したことがないわが国といひましては、今回の試みが、よし、わずか三千万ドルにいたしても、新しい試みであり、今後の長期にわたる国際収支の決済の問題の一部として考へました際に、金額はわずかでありますが、その意味において意義があるものと確信をいたしておるのであります。特に、今回急いでこの種の法案を出したことにつきまして、いろいろ御心配もいたしておりますが、小松君御自身が御指摘でもありましたように、アメリカ経済はすでに立ち直つたともいわれております。アメリカの

金利自体はすでに引き上げを見ておるのでございます。今後のアメリカ金利の動向等を考へますと、必要な資金の確保のためには一日も時期早くこの種の問題を決定すべきものだ、かように考へるのであります。(拍手)時期がくるべきならば一そり当方にとりまして不利を招く、かようにもおそれておる次第であります。

次に、ガリオア、イロアの問題についてお尋ねがございました。今日までアメリカ政府との交渉の結果は、これが具体的には進んでおりません。ことに、小松君のお話にもありましたように、わが国は賠償交渉がまだ全部まとまつておるわけでもございません。こういうような状態のもとにおきまして、イロアあるいはガリオアの返済という問題と具体的に取組むことは、時期的にやや早い感じがいたしておるのであります。今日の交渉の段階におきまして、ただいま申し上げるような点を十分アメリカ側に説明して了承を求めておるような次第であります。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕
〔国務大臣三木武夫君〕 私に對しての御質問は、下期の経済見通しと、失業者の状態でございますが、下期の経済見通しについては、小松君も御承知のように、経済の機動力をなすものは、国民の消費、財政、輸出、設備投資、在庫投資、これがやはり経済の機動力をなすものであります。そのうちで、季節性もあるし、財政の面においては公共事業等も相当繰り上げ実施をいたしておりますから、設備投資を除いて、今言ったような経済の機動力になる要素は、みな下期にはプラスの要素であり

ます。ただ、設備投資が問題であります。在庫投資が、下期にはこれはふえてくることは間違いございません。在庫投資等ともならみ合せて考へてみれば、これは設備投資、在庫投資を加へるならばプラスの要因である。そうなるべくと、経済の機動力の要因をなすすべてのものがプラスの要因であるとするならば、下期の経済が上昇のカーブをとることも間違いありません。大きな上昇のカーブでないまでも、上期に比べて下期の日本経済というものがこれ以上悪くなつていくということとは考へられないのであります。むしろ、個々の産業について不況産業のようなものはございますが、全体としての国民経済の基調はこれ以上悪化するものではない、こう考へておる次第であります。

また、失業問題については、現在六十五万程度の失業を見込んで予算の措置もいたしましたが、経済の計画も立てたのでございますが、七月は五十七万、八月は五十八万といふので、当初予定したよりも完全失業者の数は多くないのであります。けれども、日本の場合は、完全失業者の数はばかりではないのであります。雇用の状態、雇用の条件等も日本では問題でございます。それから、今後経済の発展をはかつて、雇用の状態、雇用の条件の悪化を来さないように万全の措置をとりたいと考へております。(拍手)

〔国務大臣遠藤三郎君登壇〕
〔国務大臣遠藤三郎君〕 私に對する御質問は、この補正予算で災害の復旧はできるかどうかということでありましたが、御承知のように、今回の災害は、公共事業におきまして大体四百七

十七億円でございまして、それに対して政府が負担すべき金額が大体二百二十八億円に上つております。そこで、災害関係の復旧の法律の趣旨にのっとりまして、これを、直轄工事については五割をやつてしまふ、補助事業につきましては、三割を初年度にやり、次年度に五割やり、三年度にさらに残りをやつてしまふという、そういう建前になつておりますので、その精神にのつて計画をいたして参つたのであります。したが、大体、今回の補正予算を加へまして、予備費ですでにいたして工事を進めておるものと合せて六十三億になります。この六十三億の支出をお願いすることができれば、完全に復旧の仕事ができ、そういうことを確信を持つておるものでございまして。(拍手)

それから、治水事業についてのお尋ねでございます。先ほど総理大臣から答弁がございましたが、治山治水事業がきつめて重要な国策であり、内閣がこれをきつめて参つておるのでございまして、昭和二十八年におきまして治山治水基本計画を定めて進めて参りましたが、これが財政の事情その他から思ふような進捗を見なかつたことは、これは事実でございます。今後、この問題につきましては、私どもはできるだけ限りの力を尽して参りたい。ことに、私は、今後はきつりした五カ年計画を定めて、計画的に治水事業を遂行して参りたい。同時に、お尋ねの治水事業促進法につきましても今検討を進めておるのでございますが、でき得れば来たるべき通常国会に成立を得てお諮りするようにはしたい、そういう考へ

で今進めておるところであります。御了承をいただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣愛知揆一君登壇〕
〔国務大臣愛知揆一君〕 自治庁に關する御質問に對しましてお答えを申し上げます。

まず第一は公共施設の災害復旧事業でございますが、この分の地方負担につきましては、原則として地方債の発行を認めますから、御心配はないと思ひます。なおまた、増加分のワクも適当に広げることについては検討中でございます。

次に、歳入欠陥及び災害救助の対策の経費の財源に充てるための特別債につきましては、今次の災害が異常な甚大な災害であつたことにかんがみまして、この点につきましては立法措置を適當と認めまして、なるべくすみやかに所要の法案を具して御審議をお願いしたいと思ひます。

地方団体が単独で実施いたします復旧事業につきましても、おおよそ二年以内で完了することに万般の手配をいたしておりますので、御懸念のようないことはと思ひます。(拍手)

〔国務大臣三浦一雄君登壇〕
〔国務大臣三浦一雄君〕 農業災害の復旧につきましては三年間で完了し得るか、こういうお尋ねでございます。農業災害に關しましては、その緊急なるものにつきましては、三年間でこれを完了するということは臨時措置法の建前にもなつておりますし、かつまた、これに關連する国庫負担法の定めでもございまして、従ひまして、今回策定いたしました災害復旧の予算もこれに應じて編成しておりますし、同

時にまた、必要な融資等もこれに応じて措置いたしますから、三年間をもつて所要の復旧を完了し得る見込みでございます。(拍手)

○副議長(権藤三郎君) これにて國務大臣の演説に対する質疑は終了いたしました。

日程第一 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(権藤三郎君) 日程第一、新市町村建設促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。地方行政委員長鈴木善幸君。

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十三年十月一日
内閣総理大臣 岸 信介

新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

新市町村建設促進法(昭和三十一年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条」を「第二十九条の二」に、「第三十一条」を「第三十一条」に改める。

第二十七條第三項中「都道府県の境界にわたる市町村の境界変更については、」の下に「昭和三十四年三月三十一日までの間において、」を加える。

第二十七條の次に次の一條を加える。

第二十七條の二 都道府県知事は、第二十九条の二第一項の規定による町村合併に関する計画の変更に伴い、新市町村の区域のうち従前の市町村の一部の区域又は新市町村に隣接する市町村の一部の区域に係る市町村の境界変更で新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合においては、特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員にあつてを行わせ、又はこれをその調停に付することができる。

第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村(以下本項中「新市町村」という。)の区域のうち従前の市町村の一部の区域又は当該新市町村に隣接する市町村の一部の区域に係る市町村の境界変更で当該新市町村とこれに隣接する市町村との間におけるものに関し争論が生じた場合においても、また同様とする。

2 前項の場合においては、同項のあつせん又は調停を前条第一項のあつせん又は調停とみなして、同条第二項から第十二項までの規定を適用する。

第二十八條第三項中「前条」を「第二十七條」に改める。

第五章中第二十九条の次に次の一條を加える。

(町村合併に関する都道府県知事の勧告の変更等)

第二十九條の二 都道府県知事は、第二十八條第一項の勧告をした計画について、その後の事情の変更

により特に必要があると認めるときは、昭和三十四年三月三十一日までの間において、新市町村建設促進審議会の意見をきき、内閣総理大臣に協議して、同項の勧告をした計画を変更し、これを関係市町村に勧告することができる。

2 前項の場合においては、同項の勧告を第二十八條第一項の勧告とみなして、同条第二項から第五項まで及び前条第一項から第七項までの規定を適用する。

第三十条の次に次の一條を加える。

(新市町村が他の市町村と町村合併をした場合についての適用関係)

第三十条の二 新市町村が他の市町村と町村合併をした場合において、当該町村合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村が、町村合併促進法第六條の規定の例により、町村合併に伴い必要な市町村の建設に関する計画を定めたときは、当該市町村の建設に関する計画を新市町村建設計画と、その計画の実施に当る市町村を新市町村とみなして、この法律の規定を適用する。

附則中第七項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 第三十条の二の規定により新市町村とみなされる市町村に対する前項の規定の適用については、同項中「町村合併の行われた日」とあるのは、「当該市町村の区域の一

部となつた従前の市町村が新市町村となつた町村合併の行われた日」とする。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

理由

町村合併の現状にかんがみ、昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併に関する計画を変更し、市町村の境界変更に関する争論をあつせん等により解決することができ

ることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔鈴木善幸君登壇〕

○鈴木善幸君 ただいま議題となりました新市町村建設促進法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

昭和二十八年十月町村合併促進法施行以来満五カ年、町村合併はきわめて顕著な成果を上げることができ、今や、大勢は、町村合併の促進から、新市町村の建設に大きな転換をはかるべき段階に立ち至っております。本案は、かかる現状にかんがみ、未処理の町村合併問題についてすみやかに終止符を打つため、新市町村建設促進法の一部を改正して、残存している約五百の未合併町村の最終的な取扱い方針を決定し、各都道府県知事の合併勧告の対象となつておる市町村の実態に即して、合併問題を円滑かつ急速に解決しようとするものであります。

その内容は、第一に、都道府県知事の勧告した町村合併に関する計画について、合併計画策定後の事情の変更等の理由により、従来の合併計画を調整する必要があるものについては、昭和三十四年三月三十一日までの間に計画の変更ができるものとする。第二

は、合併計画の変更に伴つて市町村の境界変更に関する争論が生じた場合においては、昭和三十四年三月三十一日までの間は、町村合併調整委員のあつせんまたは調停の制度によつてこれを解決をはかることができるものとすること。第三は、新市町村が他の市町村と合併をして、さらに新しく市町村が設置された場合、及び他の市町村の区域の全部もしくは一部を編入した場合についても、これを新市町村としての取扱いができるものとする。こと等であります。

本案は、十月一日日本委員会に付託され、七日黒金自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議いたしました。その詳細は会議録に譲りますが、ただ、政府は、町村合併に伴う紛争の早期解決を期するはもちろ

ん、さらに新市町村建設の目的を達成するため、国の総合的施策の徹底、特に財政面の助成について格段の努力をいたすべきことが強調されました。

かくて、二十三日質疑を終了、翌二十四日討論に付し、吉田重延君は自由民主党を代表して賛成、中井徳次郎君は日本社会党を代表して反対の意見の開陳がありました。採決の結果、本案は賛成多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

昭和三十三年十月二十八日 衆議院会議録第十三号 新市町村建設促進法の一部を改正する法律案

一七

昭和三十三年十月二十八日 衆議院會議録第十三号 日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(権三郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(権三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

○副議長(権三郎君) 日程第二、日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

昭和三十三年十月十五日

内閣総理大臣 岸 信介

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、ラオスが経済開発のため希望する経済及び技術援助を与えるため、昭和三十三年十月十五日に東京で、日本国とラオスとの間の経済

及び技術協力協定に署名した。よって、この協定を批准することとした。これが、この案件を提出する理由である。

日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定

日本国政府及びラオス王国政府

ラオスが日本国に對するすべての賠償請求権を放棄した事実を考慮し、かつ、ラオスが同国の経済開発のための経済及び技術援助を日本国がラオスに与えることを希望する旨を表明した事実を考慮して、この経済及び技術協力協定を締結することを合意し、次の諸条を協定した。

第一条

1 日本国は、ラオスの経済開発を援助することを目的として、日本国の生産物並びに日本国の国民及び法人の役務の供与からなる十億円の援助を、無償で、かつ、この協定の規定に従い、ラオスに与えることを約束する。この援助は、両政府が合意により決定する事業の実施に充てられるものとする。

2 この協定の規定に基づいて日本国が与える援助の期間は、両政府間で別段の合意をした場合を除くほか、この協定の効力発生の日から二年とする。

第二条

ラオス王国政府は、日本国政府との合意により、第一条1の事業の実施計画(以下実施計画といふ)を確定するものとする。実施計画は、日本国が各年度に供与する生産物及び役務を定めなければならない。

第三条

1 ラオス王国政府が指定するラオスの当局は、第一条1に定める生産物及び役務の供与が行われるため、日本国民又はその支配する日本国の法人と直接に契約を締結するものとする。

2 1の契約(その変更を含む)は、(a)この協定の規定、(b)この協定の実施のための両政府間の取極の規定及び(c)実施計画に合致するものでなければならない。その契約は、認証を得るため、両政府に提出されなければならない。この項の規定に基づいて認証された契約は、以下契約といふ。

3 1の規定にかかわらず、第一条1に定める生産物及び役務の供与は、総額一千万円の範囲内で、契約を締結することなく行ふことができる。ただし、各場合について両政府間の合意によらなければならない。

第四条

1 日本国政府は、第三条1のラオスの当局が契約により負う債務に充てるため、並びに第三条3に定める場合には同項の規定に基づいて行われる生産物及び役務の供与の費用に充てるため必要な支払を、第七条の規定に基づいて定められる手続によつて、行ふものとする。その支払は、日本円で行ふものとする。

2 1の支払に係る生産物及び役務は、その支払により、かつ、その支払が行われた時に、日本国がラオスに供与したものとみなされる。

第五条

両政府は、この協定の円滑なかつ効果的な実施のため必要な措置を執るものとする。

第六条

実施計画及び契約の実施を管理し、かつ、両政府に對しこの協定の実施に関する勧告を行ふ責任を有する両政府の代表者で構成される合同委員会を設置する。

第七条

この協定の実施に関する細目は、両政府が合意により定めるものとする。

第八条

この協定は、批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日効力を生ずる。批准書は、できる限りすみやかにヴィエンチャンで交換されるものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府によりこのために正当に委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十八年十月十五日に東京で、本書二通を作成した。

日本国のために
藤山愛一郎

ラオスのために
チャオ・カマオ

〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔櫻内義雄君登壇〕

○櫻内義雄君 ただいま議題となりました日本国とラオスとの間の経済及び技術協力協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

ラオス政府は、昨年三月、サンフランシスコ平和条約に基く同国の賠償請求権を放棄する旨をわが国に通告して参り、また、同国の経済開発のためわが国の援助を得たい旨を希望して参りました。政府は、このラオスの好意に報いるため、また同国の希望に応じてその経済開発を援助するため、ラオス側と協定の締結交渉を行なつて参りましたところ、このほど双方の合意が成立し、去る十月十五日、東京において、この協定の署名調印が行われました。

この協定によりまして、わが国は、ラオスに對し、生産物及び役務の供与の形式で、総額十億円の無償の援助を与えることとなつております。援助の期間は原則として二年といたしております。なお、協定の実施細目については近く両国間に合意に達する見込みであります。生産物及び役務の供与の方式は、現行の賠償実施方式に類したものとなるはずであります。また、この援助の対象となる事業につきましては、この協定の合意により決定されることとなつておりますが、ラオス政府は、同国の首都ヴィエンチャンの上水道建設に援助を受けたいとの希望を表明してありますので、政府は調査団を派遣し、調査の結果、その可能性につきは、見通しを得ておりますので、協定発効の上は、この上水道建設計画が進められることと思われまゝ。

本件は、十月十五日外務委員会に付託されましたので、本委員会において政府の提案理由の説明を聞き、質疑に入り、審議を行いました。その詳細

は委員會議録により御了承を願ひ上げます。

かくて、本件は、十月二十四日、討論を省略し、採決の結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○副議長(推熊三郎君) 採決いたしました。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(推熊三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日程第三 河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(推熊三郎君) 日程第三、河川法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。建設委員理事木村守江君。

河川法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年十月十一日

内閣総理大臣 岸 信介

河川法の一部を改正する法律
河川法(明治二十九年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条ノ二 河川ノ区域内ニ於テ土石(砂ヲ含ム以下同ジ)ヲ採取セムトスル者ハ地方行政庁ノ許可ヲ受クベシ

第四十二條第一項中「使用」の下に「土石ノ採取」を、「使用者」の下に「土石採取者」を、「使用料」の下

に「土石採取料」を加え、同条第二項中「使用料」の下に「土石採取料」を加える。

第五十八條を次のように改める。

第五十八條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十七條又ハ第十八條ノ二ノ規定ニ違反シタル者

二 第十八條ノ規定ニ違反シテ河川ノ流水ヲ占用シタル者

第五章中第五十八條の次に次の四

条を加える。

第五十八條ノ二 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

一 第十八條ノ規定ニ違反シテ河川ノ敷地ヲ占用シタル者

二 第三十九條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ於テ堤外地、堤外地ニ非ザル沿岸若ハ沿堤土地ニ立入り、其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ其ノ土地ニ現在スル建築物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ拒ミ又ハ妨ゲタル者

第五十八條ノ三 第四十三條第一項ノ許可ヲ受ケズシテ舟筏ヨリ通航料ヲ徴収シタル者ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス

第五十八條ノ四 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第五十八條乃至前條ニ規定スル違反行為ヲナシタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シテ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第五十八條ノ五 第十三條、第十六條、第十九條、第四十三條第二項

又ハ第四十七條ノ規定ニ基ク命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スベキ罰ハ政令ニ在リテハ六箇月以下ノ懲役、五万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料、主務省令ニ在リテハ三箇月以下ノ懲役、三万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料、都道府県ノ規則ニ在リテハ二万円以下ノ罰金、拘留又ハ科料トス但第四十三條第二項ノ規定ニ基ク命令ニハ懲役又ハ拘留ノ罰ヲ規定スルコトヲ得ズ

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に第十九條の規定に基ク命令の規定による許可を受けて改正後の第十七條ノ二に規定する行為をしてい

3 前項に該当する者以外の者であつて、この法律の施行の際現に改正後の第十七條ノ二に規定する行為をしてい

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

河川管理をより一層効果あらしめるため、河川における土石の採取に關する規定及び罰則を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔木村守江君登壇〕

○木村守江君 たいま議題となりました河川法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法案の提出の理由並びに内容について申し上げます。

近時、砂利の需要が増大いたしました。河川における砂利の乱掘により河床が低下し、それによる災害の誘発、取水の困難等が重大な問題となつて参りました。一方、現行法では、砂利の乱掘その他の違反行為に對する罰則は最高二千元の罰金にとどまつておりましたために、河川管理の实效が確保できなかったものであります。本法案の提案は、かねて各方面から要望せられておつたものであります。

本法案の主要なる点を申し上げますと、その第一は、河川の区域内において土石を採取しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないものと、知事はこれらの者から土石採取料を徴収することができることとしたのであります。第二に、許可を受けないで土石を採取した者に對する罰則、その他河川法の規定に違反した者に對する罰則の規定を実情に即するように整備したことあります。

本法案は、十月十四日本委員会に付託せられ、十月十四日政府の説明を聞き、十月二十二、二十四日の両日質疑を行なつた後にこれを終了したのであります。その詳細は會議録に譲ることいたします。

十月二十四日討論に入り、自由民主党を代表して私が、日本社会党を代表して石川次夫君からそれぞれ発言がありました。いずれも、本改正案は河川管理を整備強化するものであるが、實際の運用に當つて実効を上げるためには、河川管理者が現場の監督を強化し、要望に沿うようにせねばならぬとの意見を付しまして賛成の意を述べられたのであります。

かくて、採決の結果、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(推熊三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(推熊三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

午後四時三十三分散会

○副議長(推熊三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
文部大臣 灘尾 弘吉君
厚生大臣 橋本 龍伍君
農林大臣 三浦 一雄君

1110

保岡 武久君
松田 鍾藏君
稻葉 修君
権名悦三郎君

懲罰委員 松山 義雄君

一、昨二十七日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員

片山 哲君 猪俣 浩三君

法務委員 賀屋 興宜君 安井 吉典君

大蔵委員 辻 政信君

農林水産委員 松田 鐵藏君 福永 一臣君

正力松太郎君 椎名悦三郎君

高石幸三郎君 大森 玉木君

商工委員 大久保留次郎君 久野 忠治君

運輸委員 稲葉 修君 高橋 英吉君

通信委員 大森 玉木君 正力松太郎君

決算委員 高橋 英吉君 久野 忠治君

辻 政信君 高石幸三郎君

福永 一臣君 大倉 三郎君

小川 豊明君 保岡 武久君

大久保留次郎君 椎名悦三郎君

稲葉 修君 賀屋 興宜君

松田 鐵藏君 矢尾喜三郎君

(常任委員死去)

一、去る二十五日懲罰委員松山義雄君は死去された。

(理事互選)

一、去る二十三日特別委員会において、理事互選の結果、次の通り当選した。

国士総合開発特別委員会
理事
今井 耕君 志賀健次郎君
薄田 美朝君 丹羽 兵助君
福家 俊一君 足鹿 覺君
竹谷源太郎君 館 俊三君
(特別委員辞任)
一、去る二十三日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
科学技術振興対策特別委員
丹羽高四郎君 久野 忠治君
(特別委員補欠選任)
一、去る二十三日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。
科学技術振興対策特別委員
久野 忠治君 丹羽高四郎君
(公聴会開会承認)
一、社会労働委員長その他から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る二十三日いづれもこれを承認した。
公聴会開会承認要求書
一、公聴会を開こうとする議案
国民健康保険法案(内閣提出第一〇号)
国民健康保険法施行法案(内閣提出第一一〇号)
国民健康保険法の一部を改正する法律案(滝井義高君外十三名提出、第二十九回国会衆法第一三三三)
一、意見を聞こうとする問題
国民健康保険法案、国民健康保険法施行法案及び国民健康保険法の一部を改正する法律案について
右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和三十三年十月二十二日

社会労働 委員 國田 直
衆議院議長星島二郎殿

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案(内閣提出第四四号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

一、意見を聞こうとする問題

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特別に関する法律案及び公職選挙法の一部を改正する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和三十三年十月二十二日

公職選挙法改正 早稲田柳右馬郎委員長

衆議院議長星島二郎殿

(議案提出)

一、去る二十三日議員から提出した議案は次の通りである。

国際労働条約第八十七号批准に関する決議案(浅沼稻次郎君外十八名提出)

一、去る二十四日議員から提出した議案は次の通りである。

国民年金法案(八木一男君外十四名提出)

一、去る二十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案

一、昨二十七日議員から提出した議案は次の通りである。

農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貴君外十一名提出)

寒冷地畑作農業振興臨時措置法案(芳賀貴君外十九名提出)

一、今二十八日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和三十三年度一般会計予算補正(第一号)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第一号)

(議案受領)

一、去る二十三日予備審査のため衆議院から送付された次の議案を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

一、昨二十七日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出、衆法第四四号)

小売商業特別措置法案(内閣提出第三四四号)

以上二件 商工委員会 付託

一、去る二十三日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

学校教育法等の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第三三三号)(予)

文教委員会 付託

一、去る二十五日委員会に付託された議案は次の通りである。

産業投資特別会計の貸付の財源に充てるための外貨債の発行に関する法律案(内閣提出第三六六号)

大蔵委員会 付託

一、昨二十七日委員会に付託された議案は次の通りである。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四四号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

鉱山保安法の一部を改正する法律案

一、去る二十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

商業調整法案(水谷長三郎君外二十三名提出)

(条約通知書受領)

一、昨二十七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とポーランド人民共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とニュージーランドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(質問書提出)

一、去る二十五日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

千葉銀行不正融資並びに不正業務に関する質問主意書(松平忠久君提出)

昭和三十三年十月二十八日 衆議院會議録第十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月十一日

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料共)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五九(一)課